

# 第3次常滑市障がい者基本計画 第3期常滑市障がい福祉計画

## 第3次常滑市障がい者基本計画

### 1. 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障がい者施策に関する基本的な計画」として、常滑市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。平成19年3月に策定した「第2次常滑市障がい者基本計画」が平成24年3月で計画期間が満了となるために策定します。

### 2. 計画期間

平成24年度～平成29年度（6年間）

### 3. 基本理念

前計画の基本理念の考え方を踏襲しつつ、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念には、「障がいをもつかどうかではなく」または「分け隔てなく」という観点で議論をすすめ、地域の中でみんながお互いに協力して、尊重しあいながら暮らせるまちをめざそうという思いが込められています。

## 「障がいのある人が安心して暮らせるまち 常滑」

### 4. 基本的な視点

- (1) 障がいのある人の自立を支える環境の構築
- (2) 障がいの早期発見と療育支援
- (3) 障がいのある人の自立と地域生活の支援



## 5. 目標年次における障がい者推計

各年4月1日現在、(単位:人)

区分	平成18年	平成23年	平成18年から の増加率(%)	平成29年見込数
身体障がい者	1,629	1,704	4.60	1,782
知的障がい者	282	335	18.79	398
精神障がい者	155	231	49.03	344
障がい者総数	2,066	2,270	—	2,524
人口総数	52,301	55,814	6.72	57,917

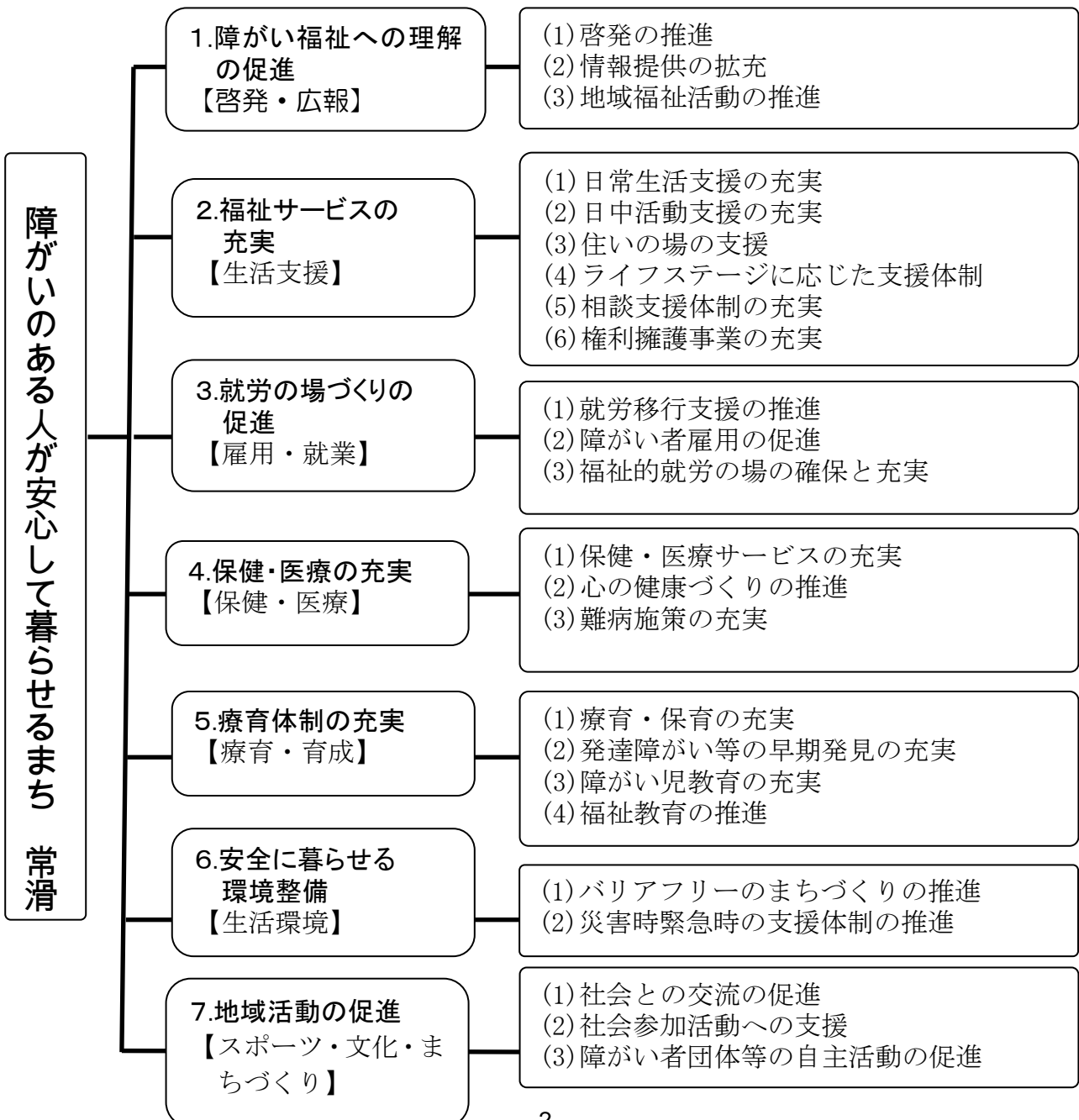
## 6. 施策の体系

7つの施策の目標を掲げ、障がい者支援のための具体的な施策を展開していきます。

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策の項目〕



## 7. 施策の目標及び推進

「障がいのある人が安心して暮らせるまち常滑」の実現をめざし、7つの施策目標を掲げ障がい者支援のための具体的な施策を展開していきます。主な施策は次のとおりです。

### (1) 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】

施策の項目	取組項目
①啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報などによる啓発活動の推進</li> <li>・障がい者週間等の啓発</li> <li>・精神保健福祉に関する啓発</li> </ul>
②情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機会の拡大</li> <li>・視覚障がい者への情報提供</li> <li>・聴覚障がい者への情報提供</li> <li>・地域福祉情報の提供</li> </ul>
③地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人の活動促進</li> <li>・ボランティアの育成支援</li> <li>・福祉NPO法人の活動促進</li> <li>・社会福祉法人・民間事業所の支援</li> </ul>

### (2) 福祉サービスの充実【生活支援】

施策の項目	取組項目
①日常生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプ等の推進</li> <li>・ショートステイの推進</li> <li>・補装具費の支給</li> <li>・日常生活用具費の支給</li> <li>・訪問入浴サービスの推進</li> </ul>
②日中活動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動の場の充実</li> <li>・適切な事業展開の促進</li> <li>・通所施設の充実</li> <li>・日中一時支援事業の推進</li> </ul>
③住まいの場の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の場の充実</li> <li>・ケアホーム・グループホームの設置の促進</li> <li>・重度の障がい者に対する居住の場の充実</li> <li>・市営住宅の住まいの場の検討</li> </ul>
④ライフステージに応じた支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期(0～5歳) 障がいの早期発見・早期療育の推進 発達障がいに対する相談・支援の充実</li> <li>・学齢・青年期(6～17歳) 乳幼児期からの支援の円滑な移行 学校における受け入れ体制の整備促進 障がいに応じた適切な教育体制の充実</li> <li>・成人期(18～64歳) 地域社会が一体となった支援体制の強化 就労支援体制の充実 障がい福祉サービスの充実</li> <li>・高齢期(65歳以上) 高齢者保健福祉・介護保険サービスとの連携 地域での見守り体制の充実</li> </ul>

施策の項目	取組項目
⑤相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所による相談支援の充実</li> <li>・障がい者相談員の充実</li> <li>・各相談機関の充実とネットワーク化の促進</li> <li>・市による相談の適切な実施</li> </ul>
⑥権利擁護事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の活用</li> <li>・虐待等の防止ネットワークの強化</li> <li>・日常生活自立支援事業の活用</li> </ul>

### (3) 就労の場づくりの促進

施策の項目	取組項目
①就労移行支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業相談の充実</li> <li>・職親制度の拡充</li> <li>・社会適応訓練の促進</li> <li>・就労支援の促進</li> </ul>
②障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用への理解と協力の促進</li> <li>・障がい者雇用の定着支援</li> </ul>
③福祉的就労(就労継続事業)の場の確保と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体・知的障がい者就労支援事業の充実</li> <li>・就労支援事業の確保と工賃の向上</li> <li>・精神障がい者の就労支援事業の充実</li> <li>・福祉就労から一般就労への向上</li> </ul>

### (4) 保健・医療の充実【保健・医療】

施策の項目	取組項目
①保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦への母子保健の啓発</li> <li>・妊産婦等への健康教育と指導の推進</li> <li>・乳幼児健康診査と指導の推進</li> <li>・成人の疾病による障がいの予防</li> <li>・事故による障がいの予防</li> <li>・疾病、障がいの予防対策の推進</li> <li>・障がい者のための健康診査の推進</li> <li>・障がい者歯科の充実</li> <li>・障がい者医療費助成の推進</li> <li>・自立支援医療の給付</li> <li>・在宅療養への支援の強化</li> </ul>
②心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの健康への対応</li> <li>・メンタルヘルス対策の推進</li> <li>・精神障がい者医療費の助成</li> </ul>
③難病施策の充実	難病患者の医療費助成の推進

### (5) 療育体制の充実【療育・教育】

施策の項目	取組項目
①療育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「千代ヶ丘学園」の充実</li> <li>・障がい児保育の推進</li> <li>・放課後児童の日中一時支援事業の推進</li> </ul>

施策の項目	取組項目
②発達障がい等の早期発見の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育への適切な指導・相談の充実</li> <li>・子育て支援、療育支援グループの充実</li> <li>・児童発達支援センターの検討</li> </ul>
③障がい児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な就学指導の推進</li> <li>・小中学校教育の充実</li> <li>・特別支援学校との連携と交流教育の推進</li> <li>・進学・就職等進路指導への支援</li> <li>・障がい児支援の推進</li> </ul>
④福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育園、学校における福祉教育の推進</li> <li>・地域における福祉教育の拡充</li> </ul>

#### (6)安全にくらせる環境整備【生活環境】

施策の項目	取組項目
①バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進</li> <li>・民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進</li> <li>・住宅改修費助成事業の利用</li> </ul>
②災害時緊急時の支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援制度の推進</li> <li>・災害情報提供の充実</li> <li>・福祉避難所のあり方の検討</li> </ul>

#### (7)地域活動の促進【スポーツ・文化・まちづくり】

施策の項目	取組項目
①社会との交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流事業の促進</li> <li>・地域の社会参加活動への支援</li> <li>・障がい者スポーツの奨励</li> <li>・文化活動の促進</li> </ul>
②社会参加活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成</li> <li>・手話通訳者・要約筆記奉仕員の活用</li> <li>・外出に関する経済的支援の利用促進</li> <li>・各種外出支援サービスの充実</li> <li>・障がい者社会参加促進事業の充実</li> </ul>
③障がい者団体等の自主活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体の活性化の促進</li> </ul>

## 第3期常滑市障がい福祉計画

### 1. 計画の位置付け

障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。平成21年3月に策定した「第2期常滑市障がい福祉計画」が平成24年3月で計画期間が満了となるために策定します。

### 2. 計画期間

平成24年度～平成26年度（3年間）

### 3. 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、国の指針に添い(1)必要な訪問系サービスを保障(2)希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障(3)グループホーム等の充実を図り、施設入所、入院から地域生活への移行を推進(4)福祉施設から一般就労への移行を推進(5)相談支援体制の充実(6)地域生活支援事業の推進に配慮して数値目標を設定し計画的な整備を行います。

### 4. 障がい福祉サービス等の見込量

#### (1) 自立支援給付

各サービスについて、現在の利用者数を基礎としつつ、障がい者のニーズや利用者数の伸びなどを見込んだ上で、必要なサービス量を推計しました。

また、障がい福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、国において計画策定の指針として、次の4点が掲げられていますが、市内においてサービス提供基盤が不足なものについては、基盤整備が図られることが重要課題です。そのため、社会福祉法人、NPO法人などの民間活力を活用した新たなサービス事業所の参入が図られるように支援を行うとともに、知多半島圏域を中心とした広域の中で連携を図りながら基盤整備を行っていくとして算定しました。

- 必要な訪問系サービスを保障
- 希望する障がい者に日中活動サービスを保障
- グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(年間見込量( )内は月分)

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
1. 訪問系サービス				
居宅介護	延利用時間	10,940 (911)	11,320 (943)	11,700 (975)
行動援護	延利用時間	24 (2)	48 (4)	48 (4)
同行援護	延利用時間	24 (2)	24 (2)	36 (3)
2. 日中活動系サービス				
生活介護	延利用日数	20,976 (1,748)	22,632 (1,886)	26,772 (2,231)
自立訓練(生活訓練)	延利用日数	828 (69)	1,380 (115)	1,380 (115)
就労移行支援	延利用日数	552 (46)	1,104 (92)	1,380 (115)
就労継続支援(A型)	延利用日数	0	276 (23)	276 (23)
就労継続支援(B型)	延利用日数	16,836 (1,403)	17,940 (1,495)	18,216 (1,518)
療養介護	実利用者数	5	5	5
短期入所	延利用日数	996 (83)	1,046 (87)	1,097 (91)
3. 居住系サービス				
共同生活援助	実利用者数	31	31	35
共同生活介護				
施設入所支援	実利用者数	30	32	32
4. 相談支援				
計画相談支援	実利用者数	50	100	200
地域移行支援	実利用者数	1	3	5
地域定着支援	実利用者数	2	2	2

## (2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を効率的・効果的に実施します。

(年間見込量( )内は月分)

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
1. 相談支援事業				
一般相談	延件数	3,435(286)	3,469(289)	3,486(291)
成年後見制度利用支援事業	延件数	36(6)	48(4)	48(4)
2. コミュニケーション支援事業				
手話通訳者派遣事業	延利用件数	24(2)	36(3)	48(4)

事業名	単位	24年度	25年度	26年度
要約筆記者派遣事業	延利用件数	1	2	3
3. 日常生活用具給付等事業	延件数	405 (34)	417(35)	429(36)
4. 移動支援事業(個別支援型)	延利用時間	2,665 (222)	2,688(224)	2,712(226)
5. 地域活動支援センター事業	一日平均利用数	20	20	20
6. 訪問入浴サービス事業	延利用回数	330 (27)	340 (28)	342(29)
7. 更生訓練費給付事業	延利用者数	24(2)	48(4)	60(5)
8. 知的障がい者職親委託制度	延利用者数	48 (4)	72 (6)	84(7)
9. 日中一時支援事業	延利用回数	3,000 (250)	3,108 (259)	3,144(262)
10. 社会参加促進事業				
スポーツ等教室開催等事業	参加人数	720	720	720
芸術・文化講座開催等事業	参加人数	240	240	240
点字・声の広報等発行事業	発行回数	12	12	12
自動車運転免許取得助成事業	延件数	2	2	2
自動車改造助成事業	延件数	5	5	5
福祉タクシー料金助成事業	延利用件数	1,700 (141)	4,428(369)	4,428 (369)

## 5. 見込量の確保のための方策

サービスの見込量の確保のためには、サービス提供基盤の整備が課題であり、合わせて相談事業等におけるケアマネジメントを担う専門職員、心理カウンセラー等の人材確保が重要です。さらにホームヘルパーや手話奉仕員、要約筆記者などの人材育成支援に努めなければなりません。

また、一般市民は無論、障がいのある人相互においても、精神障がいを始めとして、障がいに対し正しく理解することが大切です。そのため情報の提供や啓発・広報活動を更に充実する必要があります。

### 【 サービス基盤整備 】

既存のサービス基盤である市厚生事業団、社会福祉協議会などの機能を充実させるとともに、民間活力を活用した新たなサービス事業者の参入が図られるよう支援を行っていきます。

### 【 人材の確保 】

障がい者サービスの専門員を確保することもさることながら、ボランティアを養成するなど地域で支援する体制の確保を図ります。

### 【 啓発と広報活動 】

計画目標の達成に向けて、地域全体で障がい者を支えることが必要です。そのため広く障がいに対する理解を深めるため普及啓発や交流事業など諸活動を推進します。